

次期再犯防止推進計画の策定に向けて（案）

再犯防止推進計画等検討会は、法務大臣から委嘱を受け、令和5年4月からの次期再犯防止推進計画（以下「次期計画」という。）の案の策定に向けて、現行の再犯防止推進計画の下での取組結果の振り返りや、ヒアリングを通じて再犯防止に携わる関係機関や関係者による取組の現状を把握するなどしながら、検討を進めている。

今後、令和4年中を目処として次期計画の案を策定すべく、更に議論・検討を行うに当たり、現行の再犯防止推進計画の下での取組の結果やそれを通じて明らかになってきた課題を踏まえ、現時点で、次期計画における基本的な考え方や、それを具体化するための重要な取組として考えられる事項について、取りまとめておくこととした。

記

1. 基本的な方向性

現行の再犯防止推進計画の下での取組の結果明らかになった課題を踏まえると、次期計画の策定に当たっては、

- 刑務所出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現すること
 - 「就労」や「住居」の確保のための支援をより一層強化することに加え、刑務所出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
 - 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること
- などを基本的な方向性とすることが考えられる。

2. 重要な取組として考えられる事項

（1）個々の適性や社会の労働需要も踏まえた就労支援の充実強化

出所後の生活環境を見据えた施設内から社会内への一貫した就労指導・支援スキームの確立を通じ、就労支援を強化する。

また、適切な職業マッチングを実現するため、個々の対象者の職業適性や労働需要を踏まえ、矯正施設における刑務作業及び職業訓練等を充実させ、コミュニケーション能力等の基礎的素養の向上も図るとともに、**協力雇用主の職種の多様化**を図る。

加えて、**協力雇用主への支援や更生保護就労支援事業の更なる充実強化**を図る。

(2) 対象者の特性に応じた住居の確保と支援の推進

犯罪をした者等の特性（性別、年齢、心身の状況、家庭環境等）に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、帰住先である**更生保護施設等による地域生活自立**を目指した処遇・支援の在り方や委託費構造等の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る。

また、居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化する。

(3) 社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談及び支援連携の拠点の確保

更生保護施設による訪問支援事業を早期に全国展開するなど、アウトリーチ型の支援を充実させる。

また、民間協力者の発掘、活動支援を通じ、多様な相談先を確保し幅広い支援人材の参加を促すとともに、これらが有機的に連携した体制を確立するため、**更生保護地域連携拠点を中心とした民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点**を構築する。

加えて、法務少年支援センターによる心理相談・心理支援や**保護観察所**による専門的支援等の**地域援助**を積極的に実施する。

(4) 持続可能な保護司制度の在り方の検討と保護司活動に対する支援

地域社会の変容に適応し、保護司がやりがいを持って活動できるよう、**持続可能な保護司制度を構築するための在り方**（待遇や環境、年齢条件、職務範囲等）を検討するとともに、活動にデジタル技術を取り入れることや面接場所の確保等の**保護司活動に対する支援**の充実を図る。

保護司と保護観察官との協働態勢についても社会の変化に対応した強化を図る。

(5) 地方公共団体の役割の提示と支援スキームの確立を含む取組の促進

地方公共団体における再犯防止施策をより一層推進するため、国と地方公共団体との役割分担の在り方を整理した上、地方公共団体が担うべき具体的施策を提示し、民間も含めた総合的・継続的な支援スキームの確立を図るとともに、それらの実現のための財政的支援について検討する。

地方公共団体等が再犯防止の取組を進めるために必要な情報（施策・統計情報、対象者の個人情報等）の提供の在り方について検討する。

(6) 保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進等

地域生活定着支援センター等の相談機関や民間自助グループを含めた地域における多様な社会資源との連携・調整を強化し、入口支援の充実を図るとともに、保健医療・福祉サービスの円滑な利用を促進する。

薬物依存や認知症等を抱える者を地域の医療で円滑に受け入れるため、適切なアセスメントと関係機関との情報共有、それに基づく精神医療等への切れ目のない移行など、地域での医療提供体制の拡充を図る。

また、麻薬取締部が実施する薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業を拡大する。

(7) 特性に応じた処遇の充実強化及び犯罪被害者支援を踏まえた取組の推進

矯正施設及び保護観察所において、社会や犯罪動向の変化、各種法改正等も踏まえ、犯罪をした者等への適切なアセスメントとその内容の他機関への引継を行い、それぞれの特性に応じた処遇を充実強化するための取組を進める。

① 性犯罪者・薬物事犯者に対する処遇

矯正施設及び保護観察所における性犯罪者及び薬物事犯者に対する処遇の充実強化を図るとともに、対象者の犯罪につながる内面の問題性に対応するため地方公共団体や民間協力者が利用可能な支援ツールを開発・提供する。

性犯罪者等については、G P Sの活用も含めた処遇の充実方策を検討する。

② 高齢者・障害のある者等への支援

高齢者や障害を有する受刑者、保護観察対象者等について、地域生活への円滑な移行を見据えた処遇・支援の在り方を検討する。

③ 少年・若年者に対する指導

少年法改正等も踏まえ、特定少年等に対する教育や処遇の充実方策を検討する。

また、虐待等の被害体験や発達障害を有する者への処遇の在り方や、少年院出院者等に対する継続的な修学支援の在り方を検討し、支援の充実を図る。

④ 犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた指導

犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた処遇や、ストーカーやD Vの被害者を含めた犯罪被害者の再被害防止に資する処遇の充実を図る。

⑤ その他の処遇方策

その他、増加する犯罪（特殊詐欺、大麻事犯等）に対応した処遇方策や女性の特性を踏まえた処遇の充実を図る。

(8) 再犯防止分野におけるデジタル化・情報利活用の推進等

科学技術の進展を踏まえ、デジタル化やAI技術の活用による効果的な処遇の在り方や、刑事情報の連携等による情報の高度利活用方策について検討し、その推進を図る。

また、刑事手続終了後の就労継続状況、専門的プログラムの効果、薬物依存症者に対する医療による治療効果等、施策ごとの効果の把握・検証の方法を検討し、充実させるとともに、その結果に基づく施策の見直しの促進を図る。

(9) その他の分野横断的な課題

国・地方公共団体・民間を通じた再犯防止を担う専門人材の育成や人事交流の積極化を図る。

入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士との連携の在り方の確立に向けて検討する。

PFS/SIBの対象事業の拡大など、再犯防止分野における民間資金の一層の活用方策を検討し、推進する。